

第3章 まとめ

第2章までで、質問紙調査、ヒアリング調査の結果などを基に、困難を有する子どもや若者、外国人に対する支援の方策を「学習情報の提供」、「必要な学習機会、学習内容」、「社会教育行政と他機関との協力・連携体制づくり」という3点に整理し、現時点で参考になりそうな県内の取組事例も示しながら考えてきた。

まとめとして、今後、県の社会教育行政が取り組むべき3つの方策について、改めて整理した。

1 困難を有する子ども・若者・外国人に必要な学習機会や学習内容について

- 様々な体験活動の機会の充実のための取組
 - ・親子での活動や異年齢集団による交流・体験など、自己肯定感やコミュニケーション能力を育むための取組の好事例を周知し、市町や関係機関等に取組を促す。
 - ・外国人の公民館等の社会教育施設の利用を促し、日本の文化や生活習慣を体験や交流を通して学ぶ講座等の事例を周知し、市町や関係団体等に取組を促す。
- オンラインなど多様な学びの場や学習機会を充実させるための取組
 - ・オンラインなどによる多様な学習機会提供の事例を調査し、その取組を周知する。
 - ・オンラインによる学習機会の提供を推進するため、ICTツールの活用方法を学ぶ研修会等を開催する。

2 困難を有する子ども・若者・外国人やその支援者への学習情報の提供について

- インターネットを活用した学習情報提供の仕組みの構築（図16）
 - ・既存のシステムを生かした取組として、栃木県総合教育センターで運営するWebサイト「とちぎレインボーネット」を活用する。
 - ・SNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用した学習情報の提供を検討する。

3 困難を有する子ども・若者・外国人に対して、学習情報や学習機会を提供するための連携・協力体制づくりについて（図23）

- 県教育委員会を中心とした連携事業による学習機会の提供
 - ・県教育委員会が、青少年教育施設等を活用した体験活動事業を他の機関と連携して開催し、各市町での取組の充実を促す。
- 各地区、各市町での行政と民間との情報交換、知識の習得のための場づくりの支援
 - ・県教育委員会や各教育事務所が中心となり、市町行政や他の機関、民間団体等による情報交換や困難を有する子ども・若者の学びに関する知識の習得のための研修会を開催する。

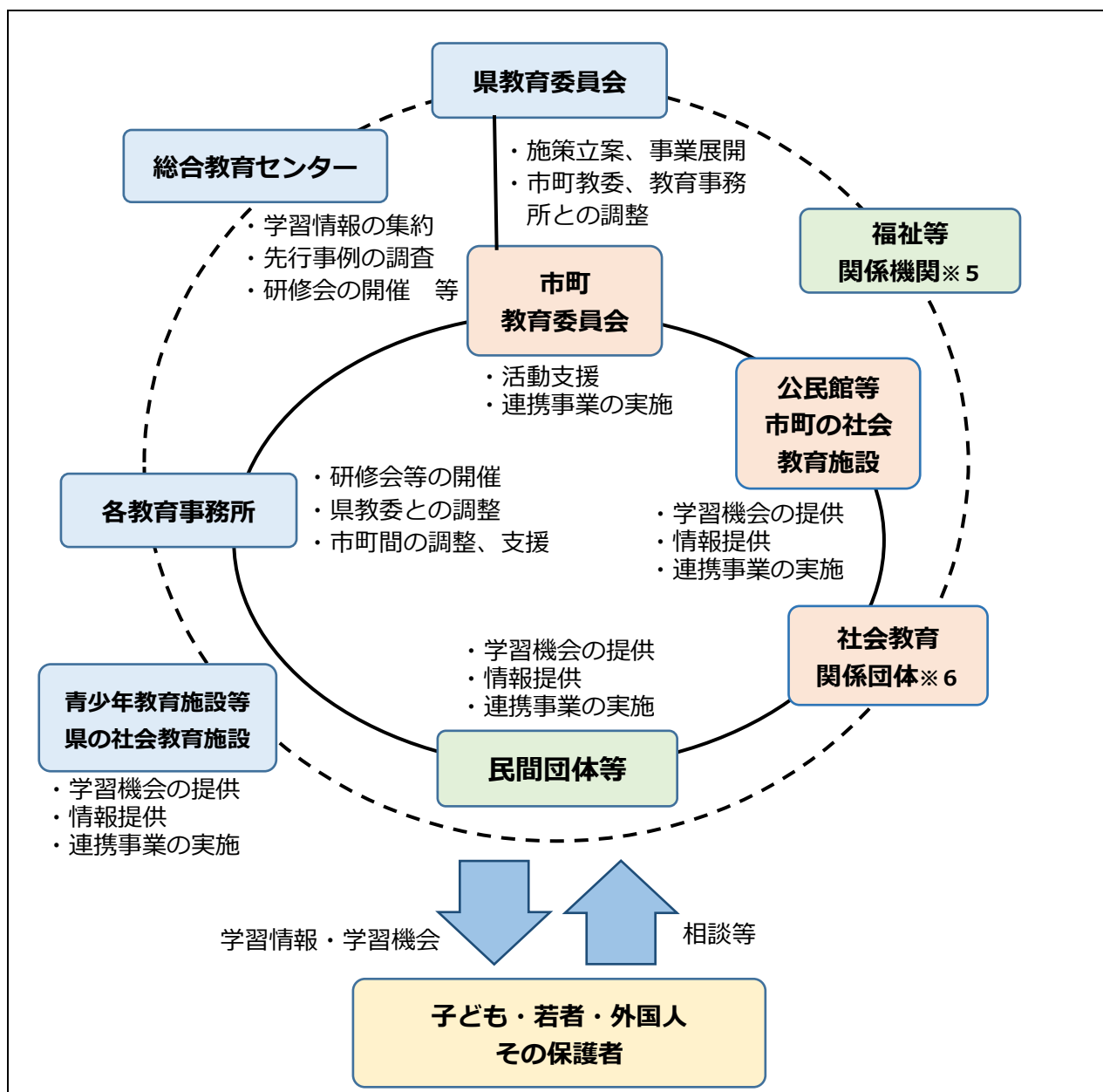


図 23 行政機関と民間団体等のつながりづくりのモデル（栃木県総合教育センター作成）

※ 5 本県では、子ども・若者育成支援推進法の規定により、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者等に対する総合的な支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、「栃木県子ども・若者支援地域協議会」を設置している。関係機関は、教育、福祉、保健、医療、雇用、矯正・更生保護等の分野の行政機関、民間機関等で構成されており、県民生活部人権・青少年男女参画課が調整機関となっている。

※ 6 本県の社会教育団体には、青年団、子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、婦人会などがある。それぞれの団体において、県、市町に組織がある団体がほとんどであるため、県、市町それぞれのつながりに含めた。